

～ 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

義務教育学校（大戸地区）の設置（会津若松市立学校設置条例の一部改正） へのご意見をお寄せください

義務教育学校（大戸地区）の設置（会津若松市立学校設置条例の一部改正）について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

1 趣旨

教育委員会では、今後の児童生徒数の推移や各学校及び地域の実情等を踏まえるとともに、中学校区ごとに設置した学校運営協議会^{※1}をはじめとした地域住民の声に寄り添い、小規模特認校制度^{※2}の導入や義務教育学校^{※3}の設置などに取り組んできました。

大戸小学校及び大戸中学校においては、大戸小・中学校運営協議会を中心に、地域とともにある学校づくりに取り組んできたところであり、令和5年度には小規模特認校制度を導入するなど、望ましい学校のあり方について検討を重ねてきました。

このような中、令和7年12月に学校運営協議会から、令和8年3月には大戸町区長会から義務教育9年間を見通した特色ある教育の実践に向けて、義務教育学校設置の要望があったところです。

このことから、義務教育学校の有効性や地域の意見・要望等を踏まえ、令和9年4月から、小規模特認校としての位置づけを継続した義務教育学校を設置するため、会津若松市立学校設置条例の一部を改正しようとするものです。

【用語解説】

※1 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5）

学校と地域住民等が力を合わせて、「地域とともにある学校づくり」を進めていくことを目的に教職員、保護者、地域住民等を構成員として設置される合議体であり、学校運営基本方針の承認、教育委員会や学校長への学校運営に係る意見の提出等を行うことができる。

※2 小規模特認校制度

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認める制度。

※3 義務教育学校（学校教育法 第49条の2）

小学校から中学校までの義務教育期間9年間を一つの学校（一人の校長、一つの教職員組織）の中で、発達段階に応じた柔軟な教育課程や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することができる学校。

2 意見を募集する案の内容

令和9年4月1日に、大戸小学校の敷地及び建物を利用した義務教育学校を設置する。

【現行】

校種	校名	所在地	児童生徒数
小学校	大戸小学校	大戸町上三寄大豆田 116 番地	31 人
中学校	大戸中学校	大戸町上三寄香塩 211 番地の 1	31 人



※児童生徒数は令和8年5月1日現在

【令和9年4月1日～】

校種	校名	所在地
義務教育学校	(仮称) 大戸小中学校	大戸町上三寄大豆田 116 番地

【必要な手続】

(仮称) 大戸小中学校(義務教育学校)を設置するため、会津若松市立学校設置条例(昭和39年会津若松市条例第30号)の一部を次のとおり改正するものです。

(1) 義務教育学校の設置規定

ア 別表において「(仮称) 大戸小中学校」の名称及び位置を規定し、大戸小学校及び大戸中学校の規定を削除する。

(2) 施行期日等

ア 令和9年4月1日から施行する。ただしイの規定は、公布の日から施行する。

イ (仮称) 大戸小中学校の設置のための手続きその他必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

3 意見公募期間

令和8年6月22日(月)～令和8年7月21日(火)(必着)

4 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

(1) 市の区域内に住所を有する方

(2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

(3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員

(4) 市の区域内にある学校に在学する方

5 意見の提出方法

別紙「義務教育学校(大戸地区)の設置に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、学校教育課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】会津若松市教育委員会 学校教育課

(1) 直接提出する場合	〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 会津若松市役所本庁舎3階 学校教育課
(2) 郵送で提出する場合	上記住所に郵送
(3) ファックスで提出する場合	0242-39-1461 (学校教育課専用)
(4) 電子メールで提出する場合	gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

※意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

※提出していただいた書面はお返しできません。

※個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。

※お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

6 閲覧場所

内容は、学校教育課、市政情報コーナー、生涯学習総合センター、北会津・河東支所、各市民センター、さらに市のホームページで見ることが出来ます。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までであり、生涯学習総合センターは、休館日を除く、午前9時から午後5時までです。

問合せ先 会津若松市教育委員会 学校教育課 教育振興グループ
電話 0242-39-1303